



平成24年10月1日に 「就業構造基本調査」 が実施されます。

調査員が9月上旬から10月上旬にかけて対象地区を回ります。正確な統計を作るために、皆さまのご協力をお願いします。

◆対象地区

上司尾地区の一部
北中島大星・小星地区
下川井野地区、大平地区の一部、尾野尻地区

◆調査は2段階に行われます。

1. 準備調査…該当地区の全ての世帯を調査員が回り抽出単位名簿を作成します。(9月上旬～中旬)
2. 実地調査…準備調査で作成した抽出単位名簿から無作為に15世帯を抽出し、9月末までに再度調査員がご自宅へ調査票記入のお願いに伺います。(9月末～10月1日)

◆就業構造基本調査とは・・・

国民の就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにする調査です。この調査の結果は、国の都道府県などの雇用政策、経済政策などの各種行政施策の基礎資料として利用されます。

問い合わせ先 役場 企画振興課 (73-0410)

国民年金からの お知らせ



後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が 10月から始まります

これまででは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができなくなりました。しかし、今年10月から平成27年9月までの3年間に限って、過去10年以内に納め忘れた保険料を納めることができます。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

また、ご不明な点があれば国民年金保険料専用ダイヤルか熊本東年金事務所に問い合せ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル	0570-0111-050
熊本東年金事務所	096-367-8144
役場 健康福祉課 国保年金係	0967-72-11173

児童扶養手当の 支給要件が一部改正されました

平成24年8月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力(DV)で「裁判所からの保護命令」が出された場合というのが加わりました。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

新たに加わった支給要件は？

父、又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子どもを、母、父又は養育者が監護等している場合
※この他の支給要件もあります。支給要件については、役場健康福祉課にご相談ください。

手当額(月額)とは？

◆受給資格者(ひとり親家庭の母や父など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 子ども1人の場合(平成24年4月～)
 - 全部支給…41,430円
 - 一部支給…41,420円～9,780円
- 子ども2人以上の加算額
 - 2人目…5,000円、
 - 3人目以降1人につき…3,000円

手当の支払いは、4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分が支払われます。このため8月分の手当は、12月に支払われます。

児童扶養手当を受給するためには、役場健康福祉課へ申請が必要です。早めに問い合わせの上、手続きをしてください。

問い合わせ先
役場 健康福祉課 72-11209
健康福祉課 82-12111
清和総合支所 83-11111
蘇陽総合支所 健康福祉課

ゴミのポイ捨て、不法投棄はやめて

車道や山中へのゴミのポイ捨て、家庭ゴミを不法に投棄する行為は犯罪です。

捨てられたゴミは誰かが片付けなければなりません。大変迷惑なことです。

不法投棄されているゴミも、きちんと分別すれば町が行うゴミ収集に出せるものがほとんどです。「面倒臭いからどこかに捨てる」などせず、自分で出したゴミに対して最後まで責任を持って処理してください。



夏から秋のシーズンにかけて、山都町ではさまざまなお祭りやイベントなどが行われます。

また、今年の10月19日～20日には、「全国棚田サミット」が山都町で開催され、全国各地からお客様がお越しになります。町外からお越しになる皆様をきれいな町にお迎えし、「山都町ってゴミのないきれいな町だね」と言っていたらよい、ゴミのポイ捨て、不法投棄は絶対にしない、きれいで美しい町づくりへのご協力をお願いします。

ゴミの分別は適正に！

年々、ゴミを分別することへの関心が高まっています。しかし、いまだに燃えるゴミの中に異物が入っていたり、適正な分別が行われていない違反ゴミが出されたりすることがあります。

ゴミ処理場の小峰クリーンセンターでは、ゴミを焼却するための燃料や、機械を稼働させるために電力を使ってゴミの処理を行っています。

不適切なゴミが出されれば、ムダな燃料や電力を必要とするばかりか、貴重な資源として再利用できるものも全てゴミとして処理されることとなります。また、現場で作業にあたる作業員へ危険がおよび、施設自体にも悪影響を与え、必要な修繕費用などもかかります。



焼却炉内から手作業で取り出された金属クズ。燃えるゴミの中に外から見えないように隠されていたと考えられます。このような異物が焼却炉の中に入ると、焼却炉の破損につながります。



ガラス・陶器類で出されたもの。さまざまなものが分別されず出されています。ピンは蓋を外し、中身を洗って町のピン収集日に、電球も町収集日に出すことで、いずれもリサイクルできます。

燃えるゴミの中に不燃物などの異物を入れないことはもとより、新聞などの古紙、ビン・缶類、ペットボトルなど資源として再利用できるものを適正に分別を行って出していただくことで、焼却処理されるゴミの量が減り、限られた資源の有効活用と節電につながります。

一人ひとりが、マナーやルールを守ってゴミを出してください。

○問い合わせ先 役場 住民環境課 環境衛生係 電話 72-0767